

令和2年度からの一般競争入札の拡大について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令を受け、事務負担軽減等を目的として、令和2年4月20日から当分の間、令和2年度からの一般競争入札の拡大を延期することとしていましたが、下記のとおり取扱いの変更をさせていただきます。

記

【変更内容】

一般競争入札で行う工事の対象金額

工事業種	変更後	変更前
土木一式工事・ほ装工事	設計額等が <u>4000万円</u> <u>以上</u> のもの	設計額等が <u>1億円</u> <u>以上</u> のもの
建築工事	設計額等が <u>1億円</u> <u>以上</u> のもの	設計額等が <u>1億5千万円</u> <u>以上</u> のもの
上記以外の工事 (変更なし)	設計額等が 1億円以上のもの	設計額等が 1億円以上のもの

【適用開始日】

令和2年11月16日から（この日以後に入札の公示を行うものから適用）